

「広島高速5号線事業」に伴う 建設発生土の受入地募集について

1 募集の趣旨

広島高速道路公社においては、広島高速5号線の整備を進めており、平成30年度よりトンネルの掘削工事に着手しています。

今回のトンネル工事に伴い、大量の「建設発生土」が発生しており、関連工事や他の公共事業への利用等の調整を行っていますが、建設発生土の更なる有効利用を図るため、建設発生土を適正かつ安全に受け入れができる一定の要件を満たす受入地を募集します。

2 申込要件

(1) 申込できる方

平成30年4月から令和2年3月までの期間中[※]で、埋立等の土地造成を予定している「土地を所有」又は「貸借」されている方。法人・個人は問いません。(※事業の進捗状況によっては変更となる場合があります。)

ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です。また、所有者が複数の場合は、その全員の同意を得ている必要があります。

(2) 受入の要件

① 受入は無償であること。

② 建設発生土の発生場所からの運搬距離が約20km以内の位置に存在する土地であること。

(※ 建設発生土発生場所は、広島市東区二葉の里二丁目又は中山二丁目。別図「高速5号線トンネル位置図」「20km圏内図」を参照)

② 埋立(盛土)区域の面積が、1か所あたり2,000平方メートルを超える土地であること。

③ 大型ダンプトラック(10t車)で建設発生土(岩碎を含む)の搬入ができること。

④ 関係する法令や条例(都市計画法・広島県土砂の適正処理に関する条例等)に基づき、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了している、あるいは建設発生土受入までに手続きが完了する見込みであること。

3 申込期間及び方法

(1) 申込期間：平成29年10月23日(月)～建設発生土の発生が見込まれる間(令和元年度末を予定)

※ 随時、受付を行います。

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

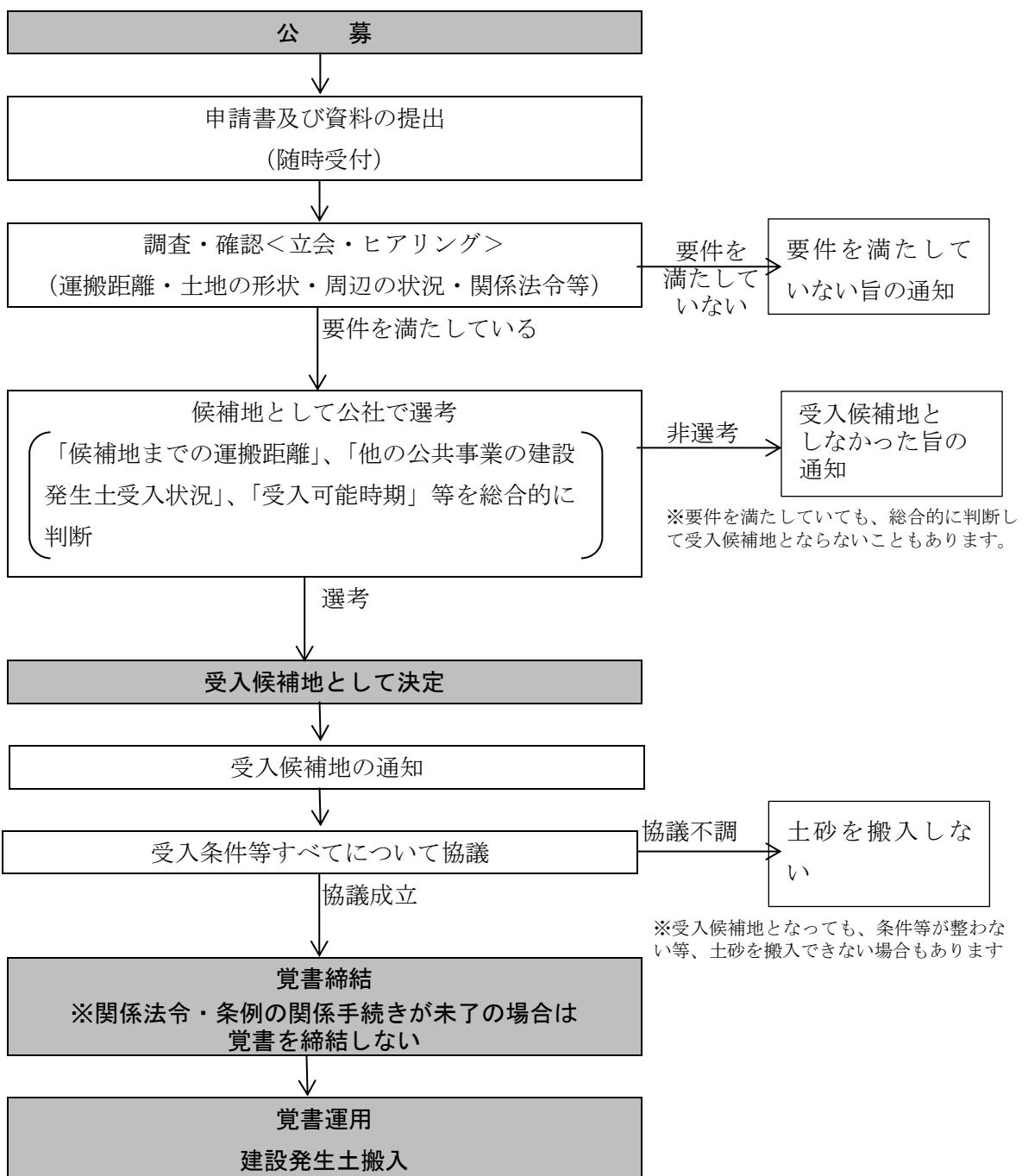
- 建設発生土「受入申込書」 → 別添の用紙
- 土地所有者の同意書(貸借の場合、または所有者が複数の場合)
- 埋立等に関する手続きが完了したことを証する書面の写し
(手続きが未了の場合は、完了後、別途提出をお願いします。)
- 埋立位置を示した地図

4 申込後の手続き

申込みいただいた土地については、現地立会やヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当公社にて受入候補地を選考させていただきます。

受入候補地の選考基準としては、「候補地までの運搬距離」、「他の公共事業の建設発生土受入状況」や「受入可能時期」等を総合的に判断し決定します。なお、選考の結果は申込者へ通知いたしますが、選考内容に関しては公表の対象としません。

また、申込者と公社の間で、受入条件等すべてについて協議が整った後に、両者が「覚書」を締結し、建設発生土を搬入する予定としております。



建設発生土受入地募集の流れ

5 その他留意事項

- 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います（申込者の負担なし）。
- 建設発生土搬入後の作業（敷均し・締固め、土砂流出防止施設等）は、申込者において行ってください。
- 覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入要請があった場合、覚書締結時の搬入量が変更となる場合があります。
- 建設発生土の土質的条件や受入れ時期等については、希望に沿えない場合があります。
- 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、申込者が用地買収及び借地契約等の手続き並びに整備までを行ってください。
- 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は申込者において必ず行ってください。
- 建設発生土搬入後の管理については、申込者の責任において行っていただきます。
- 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行う行為は固く禁止されています。
- 提出された受入申込書等については、返却しません。

6 問い合わせ及び提出先

広島高速道路公社 企画調査部 技術管理課

〒732-0033 広島市東区温品一丁目8番23号

TEL 082-508-6832 (直通)

FAX 082-508-6821

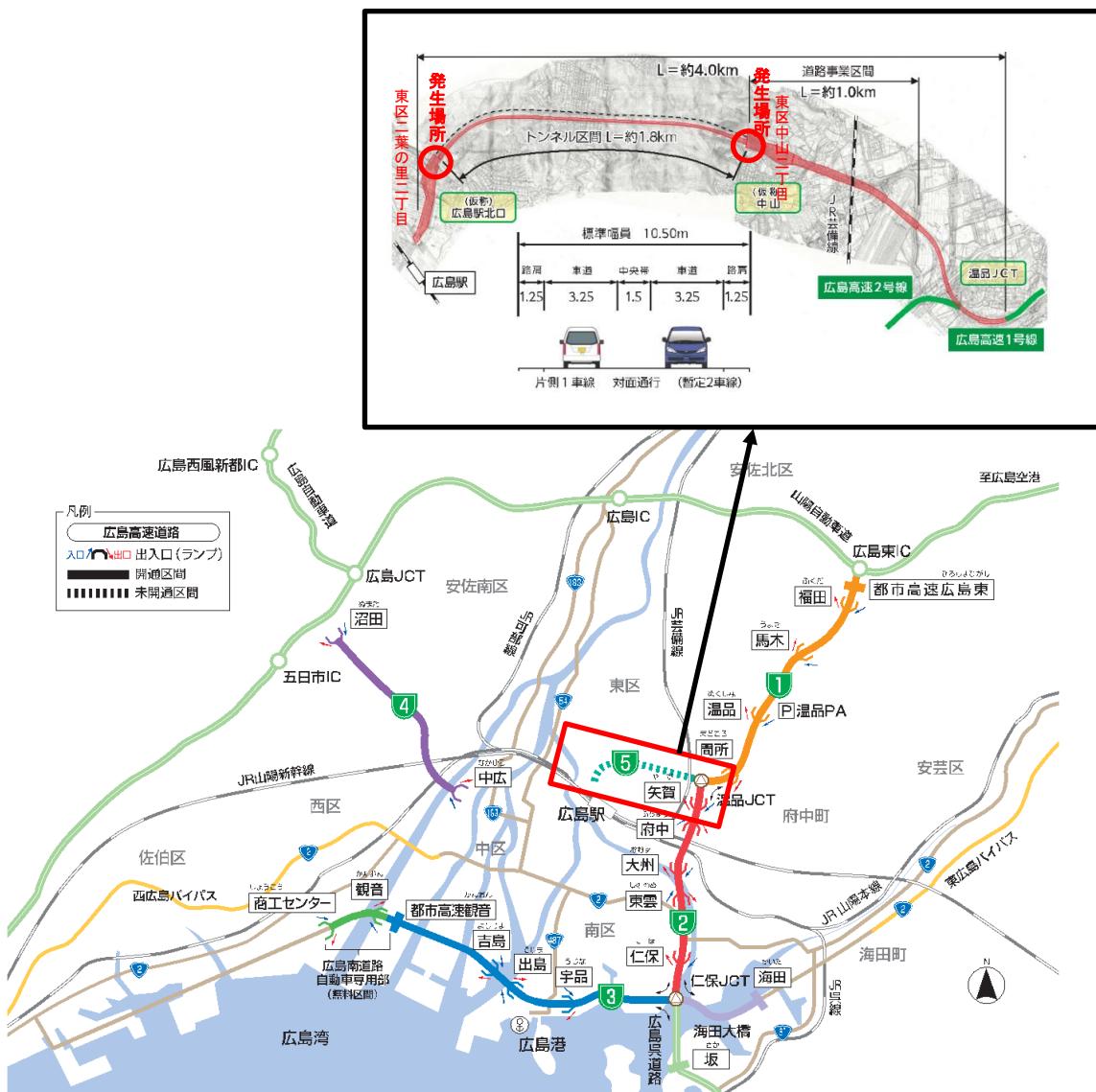
担当 富士田（ふじた）、汲地（くむじ）



【国土地理院電子国土 web より】

20 km 圏内図

※上図の圏内は直線距離を示しています。
選考は運搬距離約 20km を要件として行います。



高速5号線トンネル位置図

建設発生土「受入申込書」

広島高速道路公社理事長 様

郵便番号 : _____
 住 所 : _____
 氏 名 : _____ 印
 電話番号 : _____

建設発生土の受入について、下記のとおり申込みます。

申込地の住所	
埋立（盛土）区域の面積	平方メートル
受入可能土量	立方メートル
受入可能時期	年 月 日 ~ 年 月 日

申込みに際し、以下の要件に同意します（以下の項目に☑チェック）。

- 建設発生土の受入は無償である。
- 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用をしない。
- 大型ダンプトラック（10t車）による土砂（50cm程度の岩碎含む）の搬入が可能である。
- 関係する法令や条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了している、あるいは建設発生土受入れまでに手続きが完了する見込みである。

※ 申込地の住所については地番まで記入してください。

複数の地番や箇所がある場合は、その地番、箇所についてすべて記入してください。

○ 必要書類

- ・ 土地所有者の同意書（貸借の場合、または所有者が複数の場合のみ）
- ・ 埋立等に関する手続きが完了したことを証する書面の写し
(手続きが未了の場合は、完了後、別途提出をお願いします)
- ・ 埋立位置を示した地図

○ 連絡先

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

※ 申込者と同じ場合は記入不要です。

<この申込書は、広島高速道路公社のホームページでダウンロードできます。>

同 意 書

私が所有する土地を、次のとおり使用することに同意します。

1 土地の所在地

2 使用者

住所 :

氏名 : _____

3 使用目的

広島高速 5 号線事業に伴う建設発生土の受入れ

令和 年 月 日

住所 :

氏名 : 印

広島高速5号線事業に伴う建設発生土の受入に関する覚書（案）

広島高速道路公社理事長を甲とし、〇〇〇〇を乙として、甲と乙は、次のとおり「広島高速5号線事業に伴う建設発生土の受入に関する覚書」を締結する。

第1条 甲は、乙の所有（あるいは貸借）する受入地（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）に、広島高速5号線事業に伴う建設発生土（以下「建設発生土」という。）の搬入を行うものとする。乙は、建設発生土を無償で受け入れるものとし、建設発生土の運搬は甲が行うものとする。

第2条 甲は、覚書締結後、他の公共事業（以下「公共事業」という。）から建設発生土搬入の要請があった場合、または他の申込者への搬入が総合的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、乙が予定する受入土量は確約することができない。

第3条 乙は、甲が搬入する建設発生土の土質的条件、受入時期及びその他条件を指定しないものとする。なお、甲は産業廃棄物等が混入した建設発生土を搬入しないこととし、必要に応じ搬入前に甲と乙が立ち会い確認するものとする。

第4条 乙は、甲以外から土砂を受け入れる場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。なお、乙は甲以外から土砂を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壤等を含む土砂を受け入れてはならない。

第5条 建設発生土搬入に対して、搬入路・待避所等が必要な場合は、乙が整備するものとする。その際、土地の買収及び借地が必要な場合は、乙の負担により確保するものとする。

第6条 乙は、甲による建設発生土の搬入開始までに、周辺住民や事業所等に対し、建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとする。

第7条 搬入期間内の苦情等の原因が乙の周知不足である場合は、甲は建設発生土搬入を中止することができる。

第8条 乙は、建設発生土の受入に伴い、支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・除根、除草等を行うものし、廃棄物は適正に処理しなければならない。

第9条 乙は、建設発生土の受入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面保護及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。

第10条 建設発生土の運搬について、甲乙協議により、乙が行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において運搬することができるものとする。

第11条 甲は、搬入した建設発生土の敷均し・締固めは行わないため、建設発生土の敷均し・締固め等は、乙の負担により行うものとする。

第12条 乙が建設発生土の敷均し及び締固めを行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。なお、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、甲は搬入予定量に達していなくても搬入を中止することができる。

第13条 乙は、建設発生土搬入に支障とならないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第14条 乙は、甲から受入した建設発生土を埋立等の土地造成以外の目的に使用しないものとする。

第15条 乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合においては、甲は土砂搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第16条 工事車両等の搬入口及び出口については、乙が必要に応じ乙の負担により交通誘導員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第17条 甲は、建設発生土の搬入を終了する場合は乙にその旨を通知し、乙は、甲から通知があった時は速やかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

第18条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　広島高速道路公社
理事長　石岡　輝久

乙